

徳島県告示第五百四十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和七年十月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 形質変更時要届出区域

鳴門市北灘町栗田字東傍示八番一、八番二及び三。二番三の各地先（次の図のとおり

）

二 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十

一条第一項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県生活環境部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）